

05410003527

産業廃棄物収集運搬業許可証

copy

優良

住 所 仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号

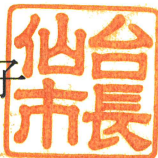
氏 名 協業組合仙台清掃公社

代表理事 山田 政彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長

郡 和 子



許 可 の 年 月 日

平成 28 年 10 月 21 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 5 年 10 月 20 日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（以上、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

上記事業範囲のうち次のものについては積替え又は保管を行う。

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（以上、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管施設

① 所 在 地	仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号
面 積	289.26㎡
種 類	事業の範囲に記載のとおり
保管上限	453.5㎡
高 さ	2.3m

（裏面に続く）

- ② 所在地 仙台市宮城野区扇町二丁目 3 番 4 0 号
面積 5 7 . 6 m²
種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
保管上限 1 1 5 . 2 m³
高さ 2 . 2 m
- ③ 所在地 仙台市宮城野区扇町四丁目 4 番 1 0 号
面積 1 7 5 . 2 m²
種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
保管上限 3 5 0 . 4 m³
高さ 2 . 2 m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 6 3 年 1 0 月 2 8 日	新規許可
平成 3 年 1 0 月 2 1 日	変更許可
平成 8 年 1 0 月 2 1 日	更新許可
平成 1 3 年 1 0 月 2 1 日	更新許可
平成 1 5 年 5 月 2 6 日	変更許可（廃油、廃酸及び廃アルカリの積替え保管行為の追加）
平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日	更新許可
平成 1 9 年 1 月 1 9 日	変更許可（汚泥（廃乾電池に限る。）の積替え保管行為の追加）
平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日	更新許可
平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日	更新許可
平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日	優良認定
平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日	変更届（水銀使用製品産業廃棄物に係る明示）に伴う書き換え
令和 元年 5 月 3 1 日	代表者変更に伴う書き換え
令和 3 年 9 月 1 6 日	積替え保管施設の追加及び変更に伴う書き換え

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有